

佐渡ソフトテニス連盟規約

- 第1条 本連盟は佐渡ソフトテニス連盟と称し、事務局を幹事（会計）担当者宅におく。
- 第2条 本連盟は、本連盟の趣旨に賛同する佐渡市に在住または勤務する個人をもって会員とする。
- 第3条 本連盟は佐渡市におけるソフトテニスの普及発展を目指し、技術の向上と健全な心身の育成に貢献することを目的とする。
- 第4条 本連盟は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 佐渡市選手権大会の開催
 - (2) 佐渡市で開催されるソフトテニス競技会の公認、後援並びに主管業務
 - (3) ジュニアの育成及び指導者の養成
 - (4) その他、有益な事業
- 第5条 本連盟に次の役員をおく。
- 会長 1名 総会に於いて選出し、当連盟を代表する。
- 副会長 1名 総会に於いて選出し、会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
- 幹事 若干名 会長が委嘱し、庶務、会計を担当する。
- 監査 1名 会長が委嘱する。
- 第6条 役員任期は2年とし再任を妨げない。但し、任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行うものとし、補充役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第7条 本連盟に顧問を置くことができる。
- 顧問は総会において選任する。顧問は本連盟の重要な事項に関し、会議に出席して答え、意見を述べるができる。
- 第8条 会議は会長が招集し、議長となる。
- (1) 総会 年1回開催する。
 - (2) 役員会 必要に応じ開き、協議・立案・運営に当たる。
 - (3) 議事は出席者の過半数にて決する。
- 第9条 本連盟の経費は、会費、事業収入、寄付金及び補助金、その他の収入を以てあてる。
- 第10条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

付則 この規約は、平成29年 4月1日から施行する。

平成30年3月11日 一部改正。

令和3年度 佐渡ソフトテニス連盟 活動方針

当連盟規約に基づき、本年度下記の事業に取り組む

1 佐渡市選手権大会の開催

コロナ禍のため昨年度は大会を中止せざるをえなかったが、インドア大会への参加申込にみるように、大会ニーズは大きい。

島なるが故に背負うハンディ克服に資するため、佐渡市選手権大会を例年どおり6回実施する。

中学生の部における学校顧問教師引率を必要条件とせず、連盟の大会役員にて選手管理、大会運営を行う。

2 ジュニアの育成及び指導者の養成

島の子ども達に夢や希望を与える連盟となれるよう、希望者を対象に連盟主催のソフトテニス教室を開催し、競技力の向上を図る。

ソフトテニスをとおして青少年の健全育成および環境への取り組みを推進するために、マナーを連盟として指導する。具体的には「来た時よりも美しく」、「ありがとう、あなたの笑顔とそのマナー」を呼びかける。

この事業を確実に実施するために、役員内に育成担当を設ける。

3 その他、有益な事業

当連盟の広報活動として、ホームページを設け広くテニス愛好者に普及・啓発を図る。

ホームページアドレス <http://sadosofttennis.web.fc2.com/>

ブログアドレス <http://sadosofttennis.blog.fc2.com/>



「夢膨らむ 佐渡のソフトテニス」 キャッチフレーズ